教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産の取得について」に対する意見）

教育ＤＸ推進課

１　概　要

令和８年第３回沖縄県議会に知事が提出した議案「財産の取得について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和８年 10 月２日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第７条第１項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

２　「財産の取得について」案の概要

県立特別支援学校に整備する大型提示装置（電子黒板）の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を必要とするため、この議案を提出する。

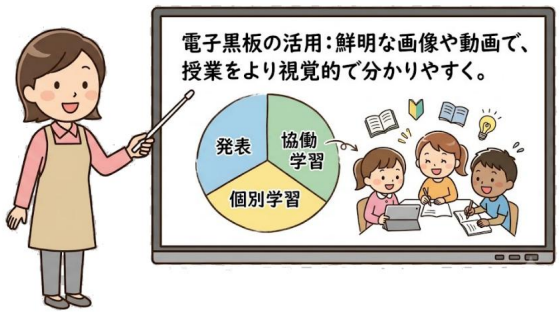
【参考】

県立特別支援学校におけるＩＣＴ環境を推進するため、大型提示装置（電子黒板）373 台を購入し整備する。

大型提示装置（電子黒板）373 台

↓ 購入、整備

県立特別支援学校　21 校



３　臨時代理した意見の内容

議案「財産の取得について」は、県立特別支援学校における教育環境を改善することを目的とするものであることから、異議がない旨を回答した。